

○内閣府  
厚生労働省 令第二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

目次

第一章 (略)

第二章 自立支援給付

第一節・第二節 (略)

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款・第二款 (略)

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(第三十四条の五十七―第三十四条の六十の三)

第四款 (略)

第四節～第七節 (略)

第三章～第七章 (略)

附則

(法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由)

第六条の七の二 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を延長しようとする場合

二 休職から復職しようとする場合

(法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者(六十五歳に達する前五年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。))引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、六十五歳に達する前日において就労移行支援

改正前

目次

第一章 (略)

第二章 自立支援給付

第一節・第二節 (略)

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款・第二款 (略)

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(第三十四条の五十七―第三十四条の六十)

第四款 (略)

第四節～第七節 (略)

第三章～第七章 (略)

附則

(新設)

(法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者又は六十五歳以上の障害者(六十五歳に達する前五年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。))引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、六十五歳に達する前日において就労移行支援に係

に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この条において同じ。）であつて通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者であつて第六条の七の二に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由)

第六条の九の二 法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を延長しようとする場合
- 二 休職から復職しようとする場合

(法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であつて雇用契約に基づく就労が可能であるもの又は通常の事業所に雇用されている障害者であつて前条に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なものに対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

- 二 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業

る支給決定を受けていたものに限る。 ) であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(新設)

(法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

- 二 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就

所に雇用されている障害者であつて前条に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助)

第六条の十の八 法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助は、次に掲げる援助とする。

- 一 居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談
- 二 住居の確保に係る援助
- 三 前二号に掲げるもののほか、居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助

(法第二十三条に規定する主務省令で定める期間)

第十五条 法第二十三条に規定する主務省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

- 一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）、就労定着支援及び自立生活援助 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
- 二 療養介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援（次号に掲げるものを除く。）及び共同生活援助 一月間から三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
- 三 就労移行支援及び就労継続支援（通常の事業所に雇用されている障害者であつて第六条の七の二又は第六条の九の二に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向

労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(新設)

(法第二十三条に規定する主務省令で定める期間)

第十五条 法第二十三条に規定する主務省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

- 一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援（第三号に掲げるものを除く。）、就労定着支援及び自立生活援助 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間
- 二 療養介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援及び共同生活援助 一月間から三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

(新設)

上のための支援を一時的に必要とするものが、これらの障害福祉サービスを利用する場合に限る。) 一月間から六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

2 (略)

(法第三十六条第六項の規定による通知の求めの方法等)

第三十四条の二十一の二 市町村長は、法第三十六条第六項(法第四十一条第四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による通知を求める際は、当該通知の対象となる障害福祉サービスの種類、区域及び期間その他当該通知を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

2| 市町村長は、前項の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3| 法第三十六条第六項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日(法第四十一条第一項の更新の場合にあつては、当該更新の予定年月日)

四 利用者の推定数(療養介護、生活介護、短期入所(併設事業所において行うものに限る。)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定又はその更新の場合に限る。)

五 運営規程(事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数

2 (略)

(新設)

三 (略)

及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。）

(法第三十六条第七項の規定による意見の申出の方法)

第三十四条の二十一の三 市町村長は、法第三十六条第七項（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定又はその更新に関し、市町村障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。第三十四条の六十の三及び第六十八条の三の三において同じ。）との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該意見の対象となる障害福祉サービスの種類
- 二 都道府県知事が法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定又はその更新を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由
- 三 前号の条件の内容
- 四 その他必要な事項

第三十四条の二十六の三 生活介護について法第四十一条の二第一項の主務省令で定める障害児通所支援の種類は、児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）及び放課後等デイサービス（同条第三項に規定する放課後等デイサービスをいう。）とする。

(法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第六項の規定による通知の求めの方法等)

第三十四条の六十の二 市町村長は、法第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。第三項及び次条において同じ。）において準用する法第三十六条第六項の規定による通知を求める際は、当該通知の対象となる区域及

(新設)

第三十四条の二十六の三 生活介護について法第四十一条の二第一項の主務省令で定める障害児通所支援の種類は、児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）及び放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）とする。

(新設)

び期間その他当該通知を行うために必要な事項を都道府県知事に  
伝達しなければならない。

2| 市町村長は、前項の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲  
載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知しなけ  
ればならない。

3| 法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第六  
項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする  
。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の  
氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（法第五十一条の二  
十一第一項の更新の場合にあつては、当該更新の予定年月日）
- 四 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数  
及び職務の内容、営業日及び営業時間並びに通常の事業の実施  
地域に係る部分に限る。）

（法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第七  
項の規定による意見の申出の方法）

第三十四条の六十の三 市町村長は、法第五十一条の十九第二項に  
おいて準用する法第三十六条第七項の規定により、法第五十一条  
の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定又はその更新に関  
し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出  
ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知  
事に提出しなければならない。

- 一 都道府県知事が法第五十一条の十四第一項の指定一般相談支  
援事業者の指定又はその更新を行うに当たつて条件を付するこ  
とを求める旨及びその理由
- 二 前号の条件の内容
- 三 その他必要な事項

（新設）

第四款 業務管理体制の整備等

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等(令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。)又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。)であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。)又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。)

2〜4 (略)

(法第七十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める事態)

第六十五条の十四の二 法第七十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態

第四款 業務管理体制の整備等

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等(令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。)又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。)であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。)又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。)

2〜4 (略)

(新設)

二 地域生活障害者等（法第七十七条第三項に規定する地域生活障害者等をいう。以下この号において同じ。）の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態

第六十五条の十四の三、第六十五条の十四の五（略）

（市町村長又は都道府県知事に対する障害福祉等関連情報の提供）  
第六十八条の三の三 ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害福祉計画若しくは都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。）（以下この条において「市町村障害福祉計画等」という。）の作成、市町村障害福祉計画等に基づく施策の実施又は市町村障害福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害福祉等関連情報（法第八十九条の二の二第一項に規定する障害福祉等関連情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を求められた場合であつて、当該障害福祉等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該障害福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

（大都市の特例）

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）

（略）

（略）

第六十五条の十四の二、第六十五条の十四の四（略）

（市町村長又は都道府県知事に対する障害福祉等関連情報の提供）  
第六十八条の三の三 ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。）若しくは都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。）（以下この条において「市町村障害福祉計画等」という。）の作成、市町村障害福祉計画等に基づく施策の実施又は市町村障害福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害福祉等関連情報（法第八十九条の二の二第一項に規定する障害福祉等関連情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を求められた場合であつて、当該障害福祉等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該障害福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

（大都市の特例）

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）

（略）

（略）

五	第六十五条の十四の	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

五	第六十五条の十四の	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

四	第六十五条の十四の	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

四	第六十五条の十四の	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第五条第九項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス)</p> <p>第六条の三 法第五条第九項に規定する主務省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助とする。</p> <p>(法第五条第十三項に規定する主務省令で定める者)</p> <p>第六条の七の二 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者とする。</p> <p>(法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事項)</p> <p>第六条の七の三 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 障害の種類及び程度</li><li>二 就労に関する意向</li><li>三 就労に関する経歴</li><li>四 就労するために必要な配慮及び支援</li><li>五 就労するために適切な作業の環境</li><li>六 前各号に掲げるもののほか、適切な選択のために必要な事項</li></ol> <p>(法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜)</p> <p>第六条の七の四 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜は、次に掲げる便宜とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者</li></ol>	<p>(法第五条第九項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス)</p> <p>第六条の三 法第五条第九項に規定する主務省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第六条の七の二 (新設)</p> <p>第六条の七の三 (新設)</p> <p>(新設)</p>

、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整

二 地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言

三 前二号に掲げるもののほか、必要な支援

(法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由)

第六条の七の五 法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二二 (略)

(法第五条第十四項に規定する主務省令で定める期間)

第六条の八 法第五条第十四項に規定する主務省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合には、三年又は五年とする。

(法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者（六十五歳に達する前五年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、六十五歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この条において同じ。）であつて通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者であつて第六条の七の五に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上の

(法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由)

第六条の七の二 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二一 (略)

(法第五条第十三項に規定する主務省令で定める期間)

第六条の八 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合には、三年又は五年とする。

(法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者（六十五歳に達する前五年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、六十五歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この条において同じ。）であつて通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者であつて第六条の七の二に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上の

ための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第五条第十五項に規定する主務省令で定める事由)

第六条の九の二 法第五条第十五項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

(法第五条第十五項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十五項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一・二 (略)

(法第五条第十六項に規定する主務省令で定めるもの)

第六条の十一 法第五条第十六項に規定する主務省令で定めるものは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

(法第五条第十六項に規定する主務省令で定める期間)

第六条の十二 法第五条第十六項に規定する主務省令で定める期間は、三年間とする。

(法第五条第十六項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の十三 法第五条第十六項に規定する主務省令で定める便宜は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整、障害者が雇用される

ための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由)

第六条の九の二 法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

(法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一・二 (略)

(法第五条第十五項に規定する主務省令で定めるもの)

第六条の十一 法第五条第十五項に規定する主務省令で定めるものは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

(法第五条第十五項に規定する主務省令で定める期間)

第六条の十二 法第五条第十五項に規定する主務省令で定める期間は、三年間とする。

(法第五条第十五項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の十三 法第五条第十五項に規定する主務省令で定める便宜は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整、障害者が雇用される

ことに伴い生ずる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援とする。

(法第五条第十七項に規定する主務省令で定める障害者)

第六条の十の五 法第五条第十七項に規定する主務省令で定める障害者は、居宅における自立した日常生活を営むために自立生活援助において提供される援助を要する障害者であつて、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であつても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にあるものとする。

(法第五条第十七項に規定する主務省令で定める期間)

第六条の十の六 法第五条第十七項に規定する主務省令で定める期間は、一年間とする。

(法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助)

第六条の十の七 法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助は、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。)、指定特定相談支援事業者(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整その他の障害者が居宅における自立した日常生活を営むために必要な援助とする。

(法第五条第十八項に規定する主務省令で定める援助)

第六条の十の八 法第五条第十八項に規定する主務省令で定める援

ことに伴い生ずる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援とする。

(法第五条第十六項に規定する主務省令で定める障害者)

第六条の十の五 法第五条第十六項に規定する主務省令で定める障害者は、居宅における自立した日常生活を営むために自立生活援助において提供される援助を要する障害者であつて、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であつても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にあるものとする。

(法第五条第十六項に規定する主務省令で定める期間)

第六条の十の六 法第五条第十六項に規定する主務省令で定める期間は、一年間とする。

(法第五条第十六項に規定する主務省令で定める援助)

第六条の十の七 法第五条第十六項に規定する主務省令で定める援助は、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。)、指定特定相談支援事業者(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整その他の障害者が居宅における自立した日常生活を営むために必要な援助とする。

(法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助)

第六条の十の八 法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援

助は、次に掲げる援助とする。

一〇三 (略)

(法第五條第二十項に規定する主務省令で定める便宜)

第六條の十一 法第五條第二十項に規定する主務省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下この条及び第六十五條の十において「介護者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(法第五條第二十一項に規定する主務省令で定めるもの)

第六條の十一の二 法第五條第二十一項に規定する主務省令で定めるものは、障害者支援施設、のぞみの園(法第五條第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。)若しくは第一條若しくは第二條の三に規定する施設に入所している障害者、精神科病院(法第五條第二十一項に規定する精神科病院をいう。)に入院している精神障害者、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八條第二項に規定する救護施設若しくは同條第三項に規定する更生施設に入所している障害者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第三條に規定する刑事施設、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第三條に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二條第七項に規定する更生保護施設(以下この条において「更生保護施設」という。)に收容されている障害者又は法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十五條に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十二條第三項若しくは第八十五條

助は、次に掲げる援助とする。

一〇三 (略)

(法第五條第十九項に規定する主務省令で定める便宜)

第六條の十一 法第五條第十九項に規定する主務省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下この条及び第六十五條の十において「介護者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(法第五條第二十項に規定する主務省令で定めるもの)

第六條の十一の二 法第五條第二十項に規定する主務省令で定めるものは、障害者支援施設、のぞみの園(法第五條第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。)若しくは第一條若しくは第二條の三に規定する施設に入所している障害者、精神科病院(法第五條第二十項に規定する精神科病院をいう。)に入院している精神障害者、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八條第二項に規定する救護施設若しくは同條第三項に規定する更生施設に入所している障害者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第三條に規定する刑事施設、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第三條に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二條第七項に規定する更生保護施設(以下この条において「更生保護施設」という。)に收容されている障害者又は法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十五條に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十二條第三項若しくは第八十五條第三

第三項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二条第二項の救護若しくは同法第八十五条第一項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊している障害者とする。

（法第五條第二十一項に規定する主務省令で定める便宜）

第六條の十二 法第五條第二十一項に規定する主務省令で定める便宜は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援とする。

（法第五條第二十二項に規定する主務省令で定める状況）

第六條の十三 法第五條第二十二項に規定する主務省令で定める状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

（法第五條第二十二項に規定する主務省令で定める場合）

第六條の十四 法第五條第二十二項に規定する主務省令で定める場合は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合とする。

（法第五條第二十三項に規定する主務省令で定める事項）

第六條の十五 法第五條第二十三項に規定するサービス等利用計画案（以下「サービス等利用計画案」という。）に係る同項に規定する主務省令で定める事項は、法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法

項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二条第二項の救護若しくは同法第八十五条第一項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊している障害者とする。

（法第五條第二十項に規定する主務省令で定める便宜）

第六條の十二 法第五條第二十項に規定する主務省令で定める便宜は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援とする。

（法第五條第二十一項に規定する主務省令で定める状況）

第六條の十三 法第五條第二十一項に規定する主務省令で定める状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

（法第五條第二十一項に規定する主務省令で定める場合）

第六條の十四 法第五條第二十一項に規定する主務省令で定める場合は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合とする。

（法第五條第二十二項に規定する主務省令で定める事項）

第六條の十五 法第五條第二十二項に規定するサービス等利用計画案（以下「サービス等利用計画案」という。）に係る同項に規定する主務省令で定める事項は、法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法

第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

2 法第五十二条第二十三項に規定するサービス等利用計画に係る同項に規定する主務省令で定める事項は、支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者（法第五十二条第二十四項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

（法第五十二条第二十四項に規定する主務省令で定める期間）

第六条の十六 法第五十二条第二十四項に規定する主務省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用

第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

2 法第五十二条第二十二項に規定するサービス等利用計画に係る同項に規定する主務省令で定める事項は、支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者（法第五十二条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

（法第五十二条第二十三項に規定する主務省令で定める期間）

第六条の十六 法第五十二条第二十三項に規定する主務省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用

開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。

一・二 (略)

三 就労選択支援を利用する者(前二号に掲げる者を除く。)

一月間

四 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者(前三号に掲げる者を除く。)のうち次に掲げるもの 三月間

イ・ロ (略)

五 療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者(第一号に掲げる者を除く。)、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者(いずれも前各号に掲げる者を除く。)、又は地域移行支援を利用する者(第一号に掲げる者を除く。) 六月間

(法第五条第二十六項に規定する主務省令で定める基準)

第六条の二十 法第五条第二十六項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一〜三 (略)

(法第五条第二十八項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の二十一 法第五条第二十八項に規定する主務省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

(支給決定の申請)

第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提出し

開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。

一・二 (略)

(新設)

三 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者(前二号に掲げる者を除く。)のうち次に掲げるもの 三月間

イ・ロ (略)

四 療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者(第一号に掲げる者を除く。)、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者(いずれも前各号に掲げる者を除く。)、又は地域移行支援を利用する者(第一号に掲げる者を除く。) 六月間

(法第五条第二十五項に規定する主務省令で定める基準)

第六条の二十 法第五条第二十五項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一〜三 (略)

(法第五条第二十七項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の二十一 法第五条第二十七項に規定する主務省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

(支給決定の申請)

第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提出し

なければならない。

一・二 (略)

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等（法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。第十二条第四号及び第十七条第三号において同じ。）及び地域相談支援給付費等（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。第三十四条の三十一第一項第二号、第三十四条の三十五第二号及び第三十四条の四十四第二号において同じ。）の受給の状況

四 (略)

五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいい、同条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護及び同条第九項に規定する短期入所生活介護に限る。第十二条第八号及び第十七条第八号において同じ。）を利用している場合には、その利用の状況

六・七 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一〜三 (略)

四 当該申請に係る障害者が就労選択支援を利用している場合には、法第五条第十三項の評価及び同項の整理の結果が記載された書類

3 支給決定障害者等（法第五条第二十四項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

なければならない。

一・二 (略)

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等（法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。第十二条第三号及び第十七条第三号において同じ。）及び地域相談支援給付費等（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。第三十四条の三十一第一項第二号、第三十四条の三十五第二号及び第三十四条の四十四第二号において同じ。）の受給の状況

四 (略)

五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいい、同条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護及び同条第九項に規定する短期入所生活介護に限る。第十二条第七号及び第十七条第七号において同じ。）を利用している場合には、その利用の状況

六・七 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一〜三 (略)

(新設)

3 支給決定障害者等（法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

(法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項)  
第十二條 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 当該申請に係る障害者が就労選択支援を利用している場合には、法第五條第十三項の評価及び同項の整理の結果

四〇十 (略)

(法第二十三條に規定する主務省令で定める期間)

第十五條 法第二十三條に規定する主務省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援(第四号及び第五号に掲げるものを除く。)、就労定着支援及び自立生活援助 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二 療養介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援(第三号に掲げるものを除く。)、及び共同生活援助 一月間から三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

三 就労選択支援 一月間又は二月間のうち市町村が定める期間

四 就労移行支援及び就労継続支援(通常の事業所に雇用されている障害者であつて第六條の七の五又は第六條の九の二に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、これらの障害福祉サービスを利用する場合に限る。)、一月間から六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

五 (略)

(法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項)  
第十二條 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三〇九 (略)

(法第二十三條に規定する主務省令で定める期間)

第十五條 法第二十三條に規定する主務省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)、就労定着支援及び自立生活援助 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二 療養介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援(次号に掲げるものを除く。)、及び共同生活援助 一月間から三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

(新設)

三 就労移行支援及び就労継続支援(通常の事業所に雇用されている障害者であつて第六條の七の二又は第六條の九の二に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、これらの障害福祉サービスを利用する場合に限る。)、一月間から六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

四 (略)

(特定費用)

第二十五条 法第二十九条第一項に規定する主務省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一〜七 (略)

八 就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援 次に掲げる費用

イ〜ハ (略)

二 その他就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(就労選択支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十五の二 法第三十六条第一項の規定に基づき就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合はこの限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の登記事項証明書又は条列等

五 事業所の平面図及び設備の概要

(特定費用)

第二十五条 法第二十九条第一項に規定する主務省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一〜七 (略)

八 就労移行支援又は就労継続支援 次に掲げる費用

イ〜ハ (略)

二 その他就労移行支援又は就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(新設)

- 六 利用者の推定数
  - 七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
  - 八 運営規程
  - 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
  - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
  - 十一 指定障害福祉サービス基準第七十三条の九において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
  - 十二 指定障害福祉サービス基準第七十三条の七第三項及び第七十三条の八第一項の規定により連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称
  - 十三 誓約書
  - 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- 2| 法第四十一条第一項の規定に基づき就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
  - 二 誓約書
- 3| 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 4| 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三

十六条第一項の規定に基づき就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等)

第三十四条の二十の三 (略)

2・3 (略)

4 法第三十六条第三項第七号の主務省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一・二 (略)

三 次のイからチまでに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める障害福祉サービスを行っていた者、へに定める障害者支援施設を設置していた者又はト若しくはチに定める地域相談支援若しくは計画相談支援を行っていた者であること。

イ〜ニ (略)

ホ 障害福祉サービス(自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援に限り、法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。以下このホにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス  
へ〜チ (略)

(法第三十六条第六項の規定による通知の求めの方法等)

第三十四条の二十一の二 (略)

2 (略)

3 法第三十六条第六項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

(法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等)

第三十四条の二十の三 (略)

2・3 (略)

4 法第三十六条第三項第七号の主務省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一・二 (略)

三 次のイからチまでに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める障害福祉サービスを行っていた者、へに定める障害者支援施設を設置していた者又はト若しくはチに定める地域相談支援若しくは計画相談支援を行っていた者であること。

イ〜ニ (略)

ホ 障害福祉サービス(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援に限り、法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。以下このホにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス  
へ〜チ (略)

(法第三十六条第六項の規定による通知の求めの方法等)

第三十四条の二十一の二 (略)

2 (略)

3 法第三十六条第六項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一〇三 (略)

四 利用者の推定数(療養介護、生活介護、短期入所(併設事業所において行うものに限る。)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定又はその更新の場合に限る。)

五 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第一項第四号、第三十四条の九第一項第四号、第三十四条の十一第一項第四号、第三十四条の十二第一項第四号、第三十四条の十四第一項第四号、第三十四条の十五第一項第四号、第三十四条の十五の二第一項第四号、第三十四条の十六第一項第四号、第三十四条の十七第一項第四号、第三十四条の十八第一項第四号、第三十四条の十八の二第一項第四号、第三十四条の十八の三第一項第四号及び第三十四条の十九第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一〇七 (略)

八 就労選択支援 第三十四条の十五の二第一項第一号、第二号

、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

一〇三 (略)

四 利用者の推定数(療養介護、生活介護、短期入所(併設事業所において行うものに限る。)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定又はその更新の場合に限る。)

五 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第一項第四号、第三十四条の九第一項第四号、第三十四条の十一第一項第四号、第三十四条の十二第一項第四号、第三十四条の十四第一項第四号、第三十四条の十五第一項第四号、第三十四条の十六第一項第四号、第三十四条の十七第一項第四号、第三十四条の十八第一項第四号、第三十四条の十八の二第一項第四号、第三十四条の十八の三第一項第四号及び第三十四条の十九第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一〇七 (略)

(新設)

九〇十四 (略)  
2 〃 4 (略)

(計画相談支援給付費の支給の申請)  
第三十四条の五十四 (略)

2 市町村は、前項の申請を行った計画相談支援対象障害者等が法第五十一条の十七第一項各号に規定する計画相談支援を受けたと認めるときは、計画相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第五十二条第二十四項に規定する主務省令で定める期間等を定めて当該計画相談支援対象障害者等に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する主務省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受給者証に記載することとする。

3 (略)

(障害福祉サービス事業等に関する届出)

第六十六条 法第七十九条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームを経営する事業を行おうとする者において、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所を行おうとする場合に限る。）、所在地及び利用定員

八 (略)  
2 (略)

(大都市の特例)

八〇十三 (略)  
2 〃 4 (略)

(計画相談支援給付費の支給の申請)  
第三十四条の五十四 (略)

2 市町村は、前項の申請を行った計画相談支援対象障害者等が法第五十一条の十七第一項各号に規定する計画相談支援を受けたと認めるときは、計画相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第五十二条第二十三項に規定する主務省令で定める期間等を定めて当該計画相談支援対象障害者等に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する主務省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受給者証に記載することとする。

3 (略)

(障害福祉サービス事業等に関する届出)

第六十六条 法第七十九条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームを経営する事業を行おうとする者において、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所を行おうとする場合に限る。）、所在地及び利用定員

八 (略)  
2 (略)

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項 第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項 第三十四条の十二 第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項 第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項 第三十四条の十五の二 第三十四条の十六 第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十八の二 第三十四条の十八の三 第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四項 第三十四条の二十二 第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五	都道府県知事	指定都市の市長

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項 第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項 第三十四条の十二 第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項 第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項 (新設) 第三十四条の十六 第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十八の二 第三十四条の十八の三 第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四項 第三十四条の二十二 第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五	都道府県知事	指定都市の市長

第三十四条の二十六 第三十四条の二十六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第三十五条第四項 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号	(略)	(略)
--	-----	-----

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の七第二項及び第三項から第六項まで 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から第四	都道府県知事	中核市の市長
---	--------	--------

第三十四条の二十六 第三十四条の二十六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第三十五条第四項 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号	(略)	(略)
--	-----	-----

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から第四	都道府県知事	中核市の市長
---	--------	--------

---

項まで及び第六項  
第三十四条の十一第一項から第  
四項まで、第六項及び第七項  
第三十四条の十二  
第三十四条の十四第一項から第  
三項まで及び第五項  
第三十四条の十五第一項から第  
三項まで及び第五項  
第三十四条の十五の二  
第三十四条の十六  
第三十四条の十七  
第三十四条の十八  
第三十四条の十八の二  
第三十四条の十八の三  
第三十四条の十九  
第三十四条の二十の三第四項  
第三十四条の二十二  
第三十四条の二十三第一項、第  
三項及び第四項  
第三十四条の二十四  
第三十四条の二十五  
第三十四条の二十六  
第三十四条の二十六の八  
第三十四条の三十  
第三十四条の五十七  
第三十四条の五十八  
第五十七条  
第六十二条  
第六十三条  
第六十四条

---

---

---

---

---

項まで及び第六項  
第三十四条の十一第一項から第  
四項まで、第六項及び第七項  
第三十四条の十二  
第三十四条の十四第一項から第  
三項まで及び第五項  
第三十四条の十五第一項から第  
三項まで及び第五項  
(新設)  
第三十四条の十六  
第三十四条の十七  
第三十四条の十八  
第三十四条の十八の二  
第三十四条の十八の三  
第三十四条の十九  
第三十四条の二十の三第四項  
第三十四条の二十二  
第三十四条の二十三第一項、第  
三項及び第四項  
第三十四条の二十四  
第三十四条の二十五  
第三十四条の二十六  
第三十四条の二十六の八  
第三十四条の三十  
第三十四条の五十七  
第三十四条の五十八  
第五十七条  
第六十二条  
第六十三条  
第六十四条

---

---

---

---

第六十五条第二項  
第六十五条の九の六  
第六十五条の九の七  
第六十五条の九の九  
第六十五条の九の十  
第六十六条第二項  
別表第八号  
別表第九号

(略)

(略)

(略)

第六十五条第二項  
第六十五条の九の六  
第六十五条の九の七  
第六十五条の九の九  
第六十五条の九の十  
第六十六条第二項  
別表第八号  
別表第九号

(略)

(略)

(略)

(介護給付費等の請求に関する命令の一部改正)

第三条 介護給付費等の請求に関する命令(平成十八年厚生労働省令第七十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 (経過措置) 第二条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者等又は第三項に規定する指定相談支援事業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書、計画相談支援給付費請求書、介護給付費・訓練等給付費等明細書、地域相談支援給付費明細書又は計画相談支援給付費明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、<u>光ディスク</u>(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において「<u>光ディスク等</u>」という。)のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を請求することができる。</p> <p>6 <u>光ディスク等</u>を用いた請求については、当該<u>光ディスク等</u>を第一項の介護給付費・訓練等給付費等明細書又は第三項の地域相談支援給付費明細書若しくは計画相談支援給付費明細書とみなして、第二項又は第四項の規定を適用する。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>附則 (経過措置) 第二条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者等又は第三項に規定する指定相談支援事業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書、計画相談支援給付費請求書、介護給付費・訓練等給付費等明細書、地域相談支援給付費明細書又は計画相談支援給付費明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、<u>磁気ディスク</u>、<u>シー・ディー・ロム</u>その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの(次項において「<u>磁気ディスク等</u>」という。)のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を請求することができる。</p> <p>6 <u>磁気ディスク等</u>を用いた請求については、当該<u>磁気ディスク等</u>を第一項の介護給付費・訓練等給付費等明細書又は第三項の地域相談支援給付費明細書若しくは計画相談支援給付費明細書とみなして、第二項又は第四項の規定を適用する。</p> <p>7・8 (略)</p>

様式第二を次のように改める。





## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条中介護給付費等の請求に関する命令様式第二の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に  
より使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。